

本社債は既に募集を終了しております。過去取扱商品のご参考としてご覧下さい。

外国仕組社債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、『100%元本確保型 4 年オーストラリアドル建て HSCEI リンクスパークリング仕組社債』(以下「本社債」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本社債のお取引は、当社が直接の相手方となる方法(相対取引)により行います。
- 本社債は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価値が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。
- 本社債には十分な流通市場は確立されておられません。したがって、本社債をその償還前に売却することができないおそれがあります。また、仮に本社債の売却が可能な場合においても、その売却価格は、市場状況やその他の多種多様な変動要因により、投資元本を著しく下回るおそれがあります。
- 本書面の交付および説明を通じてお客様に販売する社債につきましては、取引残高報告書上、時価評価額が表示されません。当該社債の時価評価額を必要とされる場合は、当社の金融商品仲介業務取扱金融機関である香港上海銀行(HSBCプレミア)のリレーションシップ・マネージャーまでその旨お知らせください。

【手数料など諸費用について】

- ・ 本社債を当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 本社債の売買、償還等にあたり、通貨の交換が発生する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レート(当社所定の為替手数料を含みます。)によるものとします。

【価格変動リスク】

本社債の価格は、金利の変化やハンセン中国企業株指数(以下「HSCEI」といいます。)およびその予想変動率の変化等の影響を受けます。したがって、償還前に売却される場合、その売却価格は投資元本を下回るおそれがあります。

- ・ 本社債の評価額は、基本的にオーストラリアドル(以下「AUD」といいます。)の資金市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では評価額は下落し、逆に金利が低下する過程では評価額は上昇することになります。
- ・ 本社債の評価額は、HSCEIに連動して変動します。一般的に、HSCEIが上昇する

本社債は既に募集を終了しております。過去取扱商品のご参考としてご覧下さい。

とそれが一定の値までであれば評価額も上昇し、逆に、HSCEI が下落すると評価額も下落することになります。

- ・ 本社債の評価額は、HSCEI の予想変動率(ボラティリティ)の変動の影響を受けます。一般的に、HSCEI の予想変動率が上昇すると本社債の評価額は下落し、逆に、HSCEI の予想変動率が下落すると、本社債の評価額は上昇します。
- ・ 本社債を償還前に換金する場合には、一般的に、その時点での評価額以下の売却となりますので、その売却価格は投資元本を下回るおそれがあります。

【為替変動リスク】

外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円貨では投資元本を割り込むおそれがあります。

- ・ 本社債の円貨建ての価格は、為替相場(円貨とAUDの交換比率)の変化の影響を受けます。すなわち、為替相場が円高の状況では本社債を円貨換算した価値は下落し、逆に円安の状況では本社債を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては、円貨ベースで投資元本を下回るおそれがあります。

【流動性リスク】

本社債は流通市場が確立されていないため、償還前に売却を希望された場合でも取引を執行できないおそれがあります。また、仮に取引が執行可能な場合においても、価格の変動幅が大きいいため、実際の売却価格が投資元本を下回るおそれがあります。

【信用リスク】

本社債の発行体の経営・財務状況の変化および信用状況の変化などにより、投資資金が回収できなくなるおそれがあります。また、発行体に対する外部評価(格付け)の変化が本社債の評価額に影響を及ぼすおそれがあります。

【クーリング・オフ制度の適用について】

本社債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

その他の留意事項

※本社債は銀行預金ではなく、当社の金融商品仲介取扱金融機関である香港上海銀行が元本の返済を保証するものでもありません。また、預金保険機構の支払いの対象ではありません。

※本社債の償還価格はHSCEIに連動するため、HSCEIの動向によっては、4年後の償還期限に額面100%で償還され、年1.25%の利率(AUD建て、税引前)以上の利益が生じない場合があります。

※申込代金のHSBC証券宛入金確認が、債券発行日(2009年12月21日)午前10時までにはできな

本社債は既に募集を終了しております。過去取扱商品のご参考としてご覧下さい。

った場合、本申込自体がキャンセル扱いとなる場合があります。

※HSBC 証券が受領した後の申込代金には、いっさい付利されません。なお、本社債の利息は金利計算開始日(発行日の翌営業日)から付利されます。

※利金および満期償還金は、原則として、AUDのまま、お客様のHSBCプレミア・マルチカレンシー普通預金口座に送金されます。

※利金および満期償還金の HSBC プレミア・マルチカレンシー普通預金口座への送金手続きは、利払日および償還期限の翌営業日付となります。

※市況等により、本社債の発行が中止される場合があります。この場合、申込代金と同額のみをお返しします。

※お申込みにあたっては、別途交付する本社債の「社債売出届出目論見書」および「社債売出届出目論見書の訂正事項分」もあわせてよくお読みになり、その内容を十分ご理解のうえ、ご不明点があれば、当社または当社の金融商品仲介業務取扱金融機関である香港上海銀行(HSBC プレミア)のリレーションシップ・マネージャーまでお問い合わせください。

本社債に係る金融商品取引契約の概要

当社における本社債のお取引については、当社が自己で直接の相手方となる売買(相対取引)の方法によります。

本社債に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・本社債の利子については、利子所得として課税されます。
- ・外貨建て債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・本社債の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の条件によります。

- ・国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、当社での外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、当社での保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文

本社債は既に募集を終了しております。過去取扱商品のご参考としてご覧下さい。

書をご提出いただく場合があります。

- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡し(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)します。

当社の概要

商号等	エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド (HSBC証券会社東京支店) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 212 号
所在地	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-11-1
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
持込資本金	24,422,137,143 円 (2009 年 9 月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 61 年 3 月
連絡先	03-5203-3111
認定投資者保護団体	なし